

広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

文書提出命令申立書

原告 高野邦夫

被告 国

令和4年11月22日

広島地方裁判所三次支部 御 中

記

原告は原告主張事実立証ため、民事訴訟法第220条の規定により、文書の所持人である  
検察=国に対し、次の通り当該文書の提出を求めるべく申立いたします。

一 文書の表示

1.本訴で原告が**甲第1号証**として提出した検察庁宛告訴状の原本

2.本訴で原告が**甲第5号証**として提出した送致番号簿の原本

二 文書の趣旨

1,2 共に原告が主張している事実(牛尾副検事の文書偽造・同行使)の根拠となる文書

三 文書の所持者

国=検察

四 証明すべき事実

当該文書が原告主張の通り、牛尾副検事の文書偽造・同行使事実。

五 文書の提出義務の原因

被告が第1準備書面で主張している事実の根拠とされている文書で、本来**乙号証**で提出されて良いものであり、民事訴訟法第220条一号=引用文書、三号=利益・関係文書に該当。

**2 原告の請求は前提事実を誤ったものであること**

しかし、前記第1の3(1)及び第2の1のとおり、牛尾検察官が本件告訴状の日付欄に「12」と記載した事実はないから、原告の請求は、前提事実を誤ったものである。

国の第1準備書面4頁より引用

★民事訴訟法第220条(文書提出義務)

次に掲げる場合には、文書の所持者は、その提出を拒むことができない。

一 当事者が訴訟において引用した文書を自ら所持するとき。

二 挙証者が文書の所持者に対しその引渡し又は閲覧を求めることができるとき。

三 文書が挙証者の利益のために作成され、又は挙証者と文書の所持者との間の法律  
関係について作成されたとき。

四 以下省略

以上申立人(原告) 高野邦夫